

## 山梨県公立大学法人評価委員会 平成22年度第1回委員会 議事概要(案)

- 1 日 時 平成22年7月15日(木) 午後1時30分～午後3時40分
- 2 場 所 県立大学飯田キャンパス2階大会議室
- 3 出席者 委員 川村恒明 久保嶋正子 長澤利久 藤巻秀子  
事務局 伊藤理事長 深沢副理事長 山本総務部次長 大堀課長 中山総括課長補佐 小田切理事 波木井理事 五味理事 小沢国際政策学部長 藤谷人間福祉学部長 佐藤看護学部長 松下看護学研究科長 齊藤図書館長 ほか
- 4 会議次第
  - (1) 総務部次長あいさつ
  - (2) 委員長あいさつ
  - (3) 議事

## &lt;公立大学法人山梨県立大学の中期計画について&gt;

## ○法人

—資料1、2により説明—

## ○委員長

なにか意見はあるか。

## ○委員

受け入れ先の病院の処遇や環境などが、学生が就職を決める際の基準になるため資料2の49に、『病院や福祉施設』も付け加えた方が良いのでは。60では、医療、福祉機関が記載されているので、それに合わせた形で。

次に、57の「競争的研究資金」の「研究」の語句を削除し、競争的資金を広く研究・開発に資するという意見が前回あったと思うのだが。

次に、85に「国際政策学部では、」という記述があるが、年度計画には各学部のことが触れられているので、あえて「国際政策学部」を入れることにした意図は。

最後に、93の「社会的ニーズにも配慮して」という記述について、例えば、看護の教育は非常に大きな変化の中にあり、保健師や助産師の教育を大学院で行うということも職能団体では研究しているところを考えると、表現としては「社会的ニーズの変化に対応して」若しくは「社会的ニーズの変化を捉えて」とした方が良いのでは。

## ○法人

49については、指摘のとおり修正したい。

57について、科研費等を含めて研究を遂行するための資金であるので、ここは「研究的資金」という記述とさせていただきたい。

85については、国際政策学部としての国際交流がまとめて記述されている箇所である。看護学部でも高麗大学との交流する方向で検討しているが、それらの具体的な措置は年度計画で記載している。86で「外国の大学等との教育・学術交流を推進するため」とあり、ここは教職員が対象ではあるが、そこを入り口としながら、将来的には学生の交流に結びつけたいという考えで、計画が進むにつれて、年度計画に記載していくことを考えている。

93については、指摘のとおり修正したい。

○理事長

85の国際政策学部の記述については、県から学部の名称にふさわしい実績を上げてもらいたいという要望から中期計画に記載されている。他学部において国際交流をしないということではない。

○委員長

「社会的ニーズ」の部分については、検討して頂きたい。

○委員

69の「デザイン講座」を敢えて記載している意図は。また、生涯学習講座とリカレント講座の違いは。

○法人

デザイン講座、観光講座とも今までの県の企画の中で実施されてきた経緯があるため記載している。専門職の者に対して実施する講座がリカレント講座、一般的な方に対する講座を生涯学習講座と使い分けている。

○理事長

デザイン講座、観光講座はいわば県から委託を受けて、大学で講座を開いており継続して実施してきたものである。

○委員

100の「法人固有の職員を計画的に採用する。」とあるが、どういう職員を指しているのか。

○理事長

高等教育に係る業務は、ある種の専門性が求められ、大学の中で経営を行っていくことには、高等教育に関わる施策、いわば文科省を頂点とする文部行政の知識が必要となってくる。法人化を契機に、大学の学生と一緒に、また教員と一体的に大学固有の業務に対応できるプロパー職員を採用していきたいということで計画に記載している。既に国立大学ではそのような体制になっており、私立大学においても同様である。

○委員

旧の69を削除した理由は。

○理事長

来年の秋、県立大学では学位授与機構の評価を受けることを予定している。これは、一般評価であり大学全体の存立の可否を評価するものであり、その中で特別に「研究評価」、「地

域貢献評価」という2つのオプションがあり、旧の69での「研究評価」とはそれらを表すものであり、「評価機関の評価」とは、来年受ける全体の評価のことであるため、中期計画からは除いたところである。

○委員長

大学評価機構の認証評価を受けるに当たってオプションとして研究評価も受けることと理解していたのだが、この際、評価を受けてみてはどうか。

○理事長

研究評価は全くレベルが違うものであり、一般評価に重ねて、研究評価を受けることは人手が足りないこともあり、消化できないところである。地域貢献の評価のオプションを受けることを考えている。

○委員長

認証評価で大事なことは、その結果そのものよりもそのプロセスでどういうことが問題となり、どのような意見や留意事項が示されるかということだと思う。せっかく認証評価を受けるのなら、オプションの部分の評価も受けてそうした意見をもらうことが、今後の役に立つのではないかと思うのだが。

○委員長

他に意見が無いようなら、ご指摘の点の字句修正については委員長一任とさせていただくこととしたい。それでは、知事が中期計画の作成を認可するに当たっては、あらかじめ当評価委員会の意見を付すことになっており、当委員会としてはこの中期計画案について「原案のとおり」ということで、資料3の意見書を県に提出することとしたい。

○委員長

次に、議題2に入る前に、中期計画と密接に関連する「年度計画」にふれたい。年度計画は、ただいまの知事が認可した中期計画に基づき、各年度ごとに法人が策定して知事に届け出るものである。厳密に言えば本年度はすでに始まっており、かつ、年度計画の策定に当たっては、当評価委員会の意見が求められていない。法人が独自に定め、知事に届け出ればよいものであるが、この委員会の主要な任務として、法人の毎年度の業務実績を評価するということがある。毎年度、業務実績を評価するに当たり、年度計画が明確でないとなかなか評価しづらいことになるため、あらかじめ内容を把握するという意味合いで、年度計画の説明をお願いしたい。

○法人

－参考資料1により説明－

○委員長

なにか意見はあるか。

○委員

114の「施設・整備」について、太陽光発電、体育館の耐震化工事といった記述があるが、資金計画の「投資活動による支出」には、1千万しか計上されておらず、現実的ではな

いのでは。

○法人

太陽光発電と体育館の耐震化工事は、県が実施するものとなっており昨年の予算で、経済対策として計上されたものである。太陽光発電については、県の予算で設置され、工事終了後、県から移管されるものであり、体育館については、まだ出資を受けておらず、体育館の耐震化工事が終わった上で、県から出資を受ける予定である。看護学部4号館のエレベーターについては、看護実践開発研究センターを設置するに当たり、県の補助金を受け、設置することとしている。その他の項目については、予算の範囲内で、工夫しながら検討していくこととする。

○委員

106の「経常経費を5%削減する。」とあるが、経常経費が16億円あるので、実現が難しいのでは。

○法人

経常経費は、もう少し細かくなっており、1億円強を計上している。例えば、電気代やコピーの用紙などがあり、経営の効率化という係数が5年間で5%削減を達成しなければならないことを受けて、積極的に前倒し的に達成していくことで目標に挙げたもの。今年度で言えば、1億円の5%ということで、5百万強の削減を達成しようと考えている。

○委員

収支計画で言うところの経常経費とは、違うものを指すのか。

○法人

ここで言う「経常経費」は、「一般管理費」を表している。修正したい。

○委員

年度計画を拝見して、県立大学は実に様々な取り組みをしていることを実感した。地域における県立大学の価値をいかにして高めていくかという記述が随所にあり、県立大学の姿をもっと世に知らしめていくべきで、サポーター会員を増やすということは良いアイデアである。

入学者の受け入れの段階で、修士課程の中ではアドミッションポリシーというものがあるのだが、学士課程の段階でも中期計画の1ページ目にあるように各学部を目指すべき学生像が表現されており、学科によっては当然重視するポイントが違うと思うのだが、キャラクターというか定性的な人間像といったものがあり、その基本の上で社会的ニーズにどのように合わせていくのかという点が見えにくかった。基本的なアドミッションポリシーが受験者に対して見える状態にして、本学が求める人材が得られる状態になっていることが大切である。民間企業でも基本的な価値観が違う人間を採用しても、会社に順応するのが難しい。能力の前に人間性が大切である。

○理事長

アドミッションポリシーについて、入学を論ずる前に、この大学では社会に対してどういう人材を輩出していくのかということをしっかり定義する必要がある。そのためには、どういう教育を施していくのかを確立する必要がある、その教育に耐えうる学生を受け入れるに

はどのように定めるかという必要がある。その際、それらの方針について、法人化や認証評価を受けることを契機に、中期計画・年度計画に明確に記載したところである。長時間にわたり学内で検討したところであり、資料のとおり記述となった。

#### ○委員

117について、記述の仕方が法人が学生の健康管理をしてあげると感じるが、4年間の生活の中で、学生がより自律的な健康管理を行っていけるような体制の方が望ましい。

#### ○理事長

117については、学生の意識改革を促すという年度計画ではなく法人が学生等の健康管理するという、いわばサービスとしての体制について記述しているところである。

指摘のあったことについては、正にキャリアサポートセンターの仕事であり、職業意識をもって学習するというもので、今までの日本の高等教育は、学歴取得を目指しているところがあり、現在のユニバーサル化している状況では、もはや学歴取得を目指すものではなく、キャリアを積み重ねて専門家として世の中へ出ていくというごく当たり前の段階に来たということである。4月1日よりキャリアサポートセンターを立ち上げたところであり、折しも国の動きも大学の設置基準の中にもキャリアサポート教育という考えが盛り込まれている。

#### ○委員長

4から7などの教育の成果に関する年度計画について「なし」となっているが、中期計画にあり、年度計画にはないということについてどう考えたらよいのか。先ほどの説明では、それ以外の年度計画を実施していけば、自ずと達成されるということであるが、評価を行う立場では、1から123までの項目について、大学で自己点検をして、数値化されて出てきた評価をこの委員会で評価するという手順であるため、年度計画がないものについて、どのように評価するかということにはなかなか難しい部分がある。対外的な分かりやすさということを考えていくと、「年度計画なし」という部分についてもある程度の記述が必要なのではないかと思う。

#### ○理事長

部会でも何度も検討した結果、「年度計画なし」としたところである。それらの部分については、他の計画よりも階層が一段高いところにあるといえる。4から7については、10番以降を達成すると結果的に「年度計画なし」の部分に評価が入るという仕組みになっている。つまり総合点として、ここにくるのであり、「人材を育成する」という計画で、「今年はこの程度の人材を育成する。」という評価にはならないと思う。ディプロマポリシー、学士力を満たした学生を輩出するというについては、年度によって変わる訳ではないと考える。

#### ○委員長

年度評価を実際にどのように行うかということだが、法人が小項目ごとに自己点検をし、自己採点をしていくわけだが、4から7の「年度計画なし」という項目も小項目には変わらないわけであり、それについての実績報告を提出してもらうことになる。計画がなくて実績を報告しなければならない。中期計画を作り、年度計画を作り、その年度計画をもとに各年度の実績を評価し、さらに中期期間の途中で中間的な評価を行い、そして6年間の評価を行うという枠取りになっている中で、年度計画がなくて各年度の実績報告がでてくることは分かりづらいことである。社会に対する説明責任を果たす上で、もう少しわかりやすい記述に

した方がよいと思われる。

○委員

6年間で中期計画の内容がまとまる訳だが、6年後における送り出そうとする人材像が6年後において、どのレベルにまで変わっていくのか。4から7についてはいろいろな項目を評価した上で総合点として評価されるということだが、年度ごとの物差しを構築して、年度ごとに評価した方がよいのでは。

○理事長

そこが難しいところであり、機械を製作し、徐々に改良して6年後の完成を目指すために今年にはギアを調整し、翌年度は動きをなめらかにし、最後は見事に完成させるということであるのなら、年度計画を作成できるのであるが、人間や研究の質を対象としているので、機械を製作するような方法で年度計画を作成することは難しいところであり、空欄としている。

○委員長

そうなると6年の間、年度計画が空欄のままになってしまい、評価の仕組みにもよるが、その部分については、評価はしないか、まったく別の次元で評価するのかということになり、年度計画の意味も変わってくるようにも思うので、そこは工夫していただきたい。

○理事長

検討する。

<公立大学法人山梨県立大学の評価方法について>

○事務局

—資料4から6により説明—

○委員長

評価方法の説明があったが、この評価方法案では「年度計画なし」の部分があると小項目ごとの評価ができなくなってしまうので、その部分については、評価項目からはずし、別の評価方法を考えなければならないのではないかと。この資料にある小項目、大項目の区分についても、やや曖昧である。小項目とは何を指すのか。

○事務局

1 2 3 項目の計画のことである。

○委員長

小項目によってはさらに細分化されているものがある一方で、4から7などについては全く記載がないということになっている。年度計画がない部分についても、この評価方法案では評価しなければならなくなってしまう。「年度計画なし」という形で行くのならば、評価方法についても、その部分については、評価をしないということにした方がよいのではないかと。この部分については、法人で再度検討していただき、それを受けて設立団体で再度、評価方法案を検討して頂いた方がよいのではないかと。

○事務局

事務局から法人に確認したいのだが、どうしても中期計画に対し年度計画を落とし込むことはできないものなのか。表現の仕方の問題のようにも感じられるのだが。

○法人

4から7について、エビデンスを並べて評価を行うことは難しいが、ディプロマポリシーに沿った人材輩出がきちんとできているかという自己評価を行うということであるならば、年度計画に一文を入れることは可能であると思う。

○理事長

先ほどの質問に敢えて答えるとするならば、中期計画をそのまま年度計画に写すということになるのではないかと。ステップを上がっていくということで、今年が一番下のステップにしていることを年度計画に記述することは、教育機関として、また研究機関としてできないことである。しかし、良い教育を行う、良い研究を行うということは当初からの目標であり、もちろん6年後にもっと良くなっていくことを表しているのが、この計画の論理である。

○事務局

中期計画を受けて年度計画を作成し、その年度が終了したとき、その中でどういうことに取り組んだか、あるいは外形的にどのように取り組んだかという実績を記述することが委員の指摘した事項に該当すると思うのだが。

○委員長

もし可能なら、もう一度委員会を開催することとして、それまでに今までの部分については調整していただきたい。指摘のとおり、「年度計画なし」の箇所については、ステップを一段ずつ上がっていく性質のものではないというのは心情的に理解できるが、中期計画の6年間で割ってみれば、ステップというより、この部分、この部分といったような「力点」がおのずと現れてきてもよいのではないかと思う。法人の判断で、「年度計画なし」といった部分については、次元が違うというのであれば、今の評価方法案をそれに応じて見直したほうがよいと思う。今一度、法人と設立団体で協議して頂きたい。

○事務局

委員長の指摘のとおり、早い時期にもう一度、評価委員会を開催することとし、評価方法のご検討をして頂きたい。日程等については事務局で再度調整し、決定させて頂く。

○委員長

今回は、中期計画面案については、原案の通りとすることとし、意見書を知事あてに提出することとし、評価方法については継続審議という形にさせて頂く。

(以上)

## ■ 山梨県公立大学法人評価委員会の業務内容 ■

項 目	業 務 内 容	根 拠	
○法人の業務実績に関する評価	・ 各事業年度に係る業務実績に関する評価 (事業年度評価)	法第28条第1項	
	・ 中期目標期間における業務実績に関する評価 (中期目標期間評価)	法第30条第1項	
	・ 法人に対する評価結果の通知及び業務運営の改善その他の勧告	法第28条第3項 法第30条第3項	
	・ 法人に対する評価結果の通知に係る事項・勧告内容を知事に報告し、公表	法第28条第4項 法第30条第3項	
○知事が評価委員会の意見を聴くもの	業務方法書	・ 業務方法書を認可しようとするとき	法第22条第3項
	中期目標	・ 知事が中期目標を定め、又は変更しようとするとき	法第25条第3項
	中期計画	・ 中期計画を認可しようとするとき	法第26条第3項
	中期目標期間終了時	・ 法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方など業務全般にわたる検討を行うとき	法第31条第2項
	財務関係	・ 法人の財務諸表を承認しようとするとき	法第34条第3項
		・ 毎事業年度の残余の額を剰余金の用途に充てることを承認しようとするとき	法第40条第5項
		・ 積立金を次期中期目標期間の財源に充てることを承認しようとするとき	法第40条第5項
・ 法人が中期計画で定める短期借入金の限度額を超えた短期借入することを認可しようとするとき		法第41条第4項	
・ 法人が短期借入金を年度内で償還できないため、借り換えを認可しようとするとき		法第41条第4項	
・ 法人が条例で定める重要な財産を処分することを認可しようとするとき	法第44条第2項		
○知事への意見の申し出	・ 法人の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準に関する意見の申し出	法第56条第1項	

※法＝地方独立行政法人法



## 他県評価基本方針及び年度評価実施要領の基本的構成及び記載内容比較

構成	記載事項	他県の該当状況(基本方針と実施要領を作成している県)								本県案	
		北海道	青森	静岡	三重	名古屋	大阪	長崎	大分		
評価基本方針	評価の基本方針	○中期目標・計画の達成状況、実施状況を確認し、評価	○			○	○		○		○
		○業務運営等の見直し、改善向上、継続的な質的向上に資する	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		○次期中期目標、計画の検討に資する	○		○			○	○	○	○
		○法人化を契機とした取組を積極的に評価 ・特色ある取組、機動的・戦略的な運営 等	○	○	○		○		○	○	○
		○評価結果は、法人の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たす	○	○	○	○	○	○	○		○
	評価の種別	○事業年度評価と中期目標期間評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		○それぞれ、「項目別評価」と「全体評価」により行う	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	評価方法	○中期目標期間中途での評価の実施	○			○	○	○			○
		○評価は、法人の自己点検・評価に基づき実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		○教育研究については、特性を配慮し、専門的観点からの評価は行わない				○	○	○		○	
	留意事項	○中期目標期間評価 認証評価機関の評価結果を踏まえて評価				○	○	○		○	○
		○評価を受ける法人の留意事項 ・説明責任 ・数値指標設定 ・評価体制整備				○	○	○			○
評価の留意事項等	○評価作業が法人の過重な負担とならないよう配慮	○		○	○			○	○	○	
	○評価案への法人の意見申し立て機会の付与 ○基本方針は、必要に応じて見直す	○		○	○	○	○	○	○	○	
年度評価実施要領	評価の方針	○中期目標の達成に向け、中期計画、年度計画の実施状況を調査分析し、進捗状況を確認する観点で実施	○	○	○				○	○	○
		○年度評価の積み重ねが業務見直しの基礎となることに留意	○						○	○	○
		○教育研究に関しては、その特性に配慮	○								○
		○法人化を契機とした、大学の積極的取組を評価	○		○			○	○		○
		○法人の様々な工夫について積極的に評価			○				○		○
		○中期目標、計画の見直し検討に資する	○		○			○	○		○
		○目標達成に支障が生じている場合の理由の明確化			○				○		○
	評価方法	○法人を取り巻く諸事情を考慮する			○				○		○
		○「項目別評価」と「全体評価」により実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		○「項目別評価」は、年度計画の事項ごとにその実施状況を確認することにより実施。委員会で検証評価	○		○	○	○	○	○	○	○
		○「項目別評価」で、教育研究の特性に配慮すべき項目は専門的観点からの評価は実施しない					○	○	○		○
	(具体的方法)	○「全体評価」は、項目別評価結果を踏まえ、総合的に評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○法人の意見申し立て機会の付与					○	○	○			○	
項目別評価	(法人の自己評価)										
	○年度計画の小項目ごとに4～5段階で評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○大項目別にも進捗状況、特記事項等を記載したり、全体的な自己評価実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○教育研究の特性配慮事項は記述式評価(5段階評価等は実施しない)				○	○	○				
	○特記事項記載欄の説明(次の事項を記載) ・法人化のメリットを活用した、財政、組織、人事などの特色ある取組 ・法人の置かれた状況等を踏まえた、運営円滑化のための様々な工夫 ・自己点検、評価の過程で中期目標、計画の変更の必要性 ・目標達成に支障が生じている場合の状況説明 ・未達成事項の説明 ・前年度の評価委員会指摘事項への対応				○	○		○	○	○	
	(評価委員会の評価)										
全体評価	○小項目ごとに法人同様に段階評価し、大項目段階評価	○		○	○	○	○	○		○	
	○大項目別のみ段階評価		○								
	○項目別評価結果を踏まえ、進捗状況全体について総合的に評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
スケジュール	○全体評価は記述式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○大学改革の取組、説明責任など積極的に評価	○		○	○	○	○	○		○	
その他	○6月の実績報告書提出～評価決定、報告、公表まで	○	○	○				○	○	○	
	○実施要領は、必要に応じて見直す。または、不断の見直し改善	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※大項目： 中期目標の I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標(1～3)から、V その他業務運営に関する目標までの7項目  
 ※小項目： 中期計画項目ごとに定める年度計画の各項目

## ■ 公立大学法人山梨県立大学の業務実績に関する評価基本方針(案)

山梨県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）の評価を実施する際の基本的事項を定める。

### 1 評価の基本方針

- (1) 中期目標の達成状況及び中期計画の実施状況を確認することにより評価する。
- (2) 法人が自主的に行う業務運営等の改善や継続的な質的向上に資するとともに、次期中期目標、中期計画の検討に資する評価とする。
- (3) 法人化を契機とした、特色ある大学、地域に魅力ある大学づくりに向けた積極的な取組や、理事長のリーダーシップによる機動的・戦略的な運営、業務運営の改善や効率化など、特色ある取組や工夫を積極的に評価する。
- (4) 評価の一連の過程を通じて、法人の状況をわかりやすく示し、県民をはじめ社会への説明責任を果たす評価とする。

### 2 評価の方法

- (1) 評価は法人の自己点検・評価をもとに実施する。
- (2) 各事業年度における業務の実施に関する評価（以下「年度評価」という。）と中期目標期間における業務の実績評価（以下「中期目標期間評価」という。）を行う。  
また、中期目標期間の4年経過時に、次期中期目標の策定に反映させるため、中期目標期間評価の事前評価（以下「事前評価」という。）を行う。
- (3) 各評価は、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行う。

#### I 年度評価

- ① 法人の自己点検・評価に基づき、中期計画等の実施状況を調査・分析し、総合的に評価する。
- ② 評価結果を踏まえ、必要に応じて、業務運営の改善その他について勧告する。
- ③ 具体的な実施方法は、別に実施要領で定める。

#### II 中期目標期間評価

- ① 法人の自己点検・評価に基づき、中期目標の達成状況を調査・分析し、総合的に評価する。
- ② 教育研究についての評価は、認証評価機関の評価を踏まえて行う。
- ③ 評価結果を踏まえ、必要に応じて、業務運営の改善その他について勧告する。
- ④ 具体的な実施方法は、別に実施要領で定める。

### Ⅲ 事前評価

- ① 法人の自己点検・評価に基づき、中期目標期間の4年経過時における、中期目標の進捗状況及び達成の見込みを調査・分析し、総合的に評価する。
- ② 教育研究についての評価は、認証評価機関の評価を踏まえて行う。
- ③ 評価結果を踏まえ、次期中期目標策定及び中期目標期間評価を実施する。
- ④ 具体的な実施方法は、別に実施要領で定める。

### 3 評価を受ける法人における留意事項

- (1) 法人の業務実績報告書等をもとに評価を行うことから、中期目標等の達成状況など、法人自ら説明責任を果たすことを基本とする。
- (2) 達成状況を客観的に示すため、できる限り数値目標等の指標を設定することとする。また、定性的指標となる場合は、達成状況が明確になるよう工夫することとする。
- (3) 法人における自己点検・評価の視点と体制

#### ①視点

県民の視線に留意し、自己点検評価に用いる指標や評価結果等、できる限り分かりやすく説明することとする。

#### ②体制

目標達成に係る組織内の責任の所在を明確にし、理事長がリーダーシップを発揮できる推進体制を確立することとする。

### 4 評価の留意事項

- (1) 評価に関する作業が、法人の過度の負担とならないよう留意する。
- (2) 評価結果を決定する際は、評価の透明性・正確性を確保するために、法人からの意見申し出の機会を設ける。

### 5 その他

本評価基本方針は、必要に応じて、評価委員会での協議を経て見直すことができるものとする。

## ■ 公立大学法人山梨県立大学の各事業年度の業務実績評価実施要領(案)

「公立大学法人山梨県立大学の業務実績に関する評価基本方針」に基づき、山梨県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）の各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）の実施について必要な事項を定める。

### 1 評価の方針

- (1) 年度評価は、中期目標の達成及び中期計画の実施に向けた法人の事業の進捗状況を確認する観点から行う。
- (2) 年度評価の積み重ねが、中期目標期間終了時における法人の自主的な組織や業務全般の見直しの基礎となることに留意する。
- (3) 教育研究の年度評価に当たっては、その特性に配慮した評価を行う。
- (4) 年度評価の際、法人の取組を社会に積極的にアピールすることや、法人全体の改善・充実を図る観点から、以下の事項を考慮する。
  - ① 法人化を契機とした機動的・戦略的な大学運営の実現に向けた取組を積極的に評価する。
  - ② 法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、法人運営や教育研究活動を円滑に進めるための様々な工夫についても積極的に評価する。
  - ③ 法人の更なる発展のため、次期中期目標・中期計画の見直しの検討に資するものとする。
  - ④ 中期目標の達成に向けて支障が生じている、又は、生じるおそれがある場合には、その理由（外的要因を含む）についても明らかにするものとする。
  - ⑤ その他法人を取り巻く諸事情を考慮するものとする。

### 2 評価の方法

- (1) 年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。
- (2) 「項目別評価」は、年度計画について法人が自己点検・評価を行い、これをもとに、評価委員会において検証・評価を行う。
- (3) 「全体評価」は、「項目別評価」の結果を踏まえつつ、中期計画の進捗状況全体について、総合的に評価する。
- (4) 評価委員会が評価結果を決定する際には、評価（案）を法人に示すとともに、評価（案）に対する法人からの意見申し出の機会を設ける。

### 3 項目別評価の具体的方法

- (1) 項目別評価は、次の小項目、大項目に区分して行う。

- ① 小項目は、年度計画の記載項目とする。
- ② 大項目は、中期目標の区分を踏まえ、次の12項目とする。
  - I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標
    - － 1 教育に関する目標
      - － (1) 教育の成果に関する目標 [1]
      - － (2) 教育内容等に関する目標 [2]
      - － (3) 教育の実施体制等に関する目標 [3]
      - － (4) 学生への支援に関する目標 [4]
    - － 2 研究に関する目標
      - － (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標 [5]
      - － (2) 研究実施体制等の整備に関する目標 [6]
    - － 3 地域貢献等に関する目標
      - － (1) 地域貢献に関する目標 [7]
      - － (2) 国際交流等に関する目標 [8]
  - II 業務運営の改善及び効率化に関する目標 [9]
  - III 財務内容の改善に関する目標 [10]
  - IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標 [11]
  - V その他業務運営に関する目標 [12]

(2) 項目別評価は次の手順で行う。

- ① 法人による自己点検・評価
  - 法人は、小項目ごとに、業務実績をⅠ～Ⅳの4段階で自己評価し、計画の実施状況及び判断理由を記述した業務実績報告書を作成する。  
評価は以下を基準として行う。
    - Ⅳ：年度計画を上回って実施している
    - Ⅲ：年度計画を順調に実施している
    - Ⅱ：年度計画を十分には実施していない
    - Ⅰ：年度計画を大幅に下回っている、又は実施していない
 評価の際に参考となる資料があれば、必要に応じて添付する。
  - また、業務実績報告書には、大項目ごとに、特記事項として以下の項目を記載する。
    - ア 法人化のメリットを活用し、大学運営の活性化などを旨とした財政、組織、人事などの面での特色ある取組
    - イ 法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、大学運営を円滑に進めるための様々な工夫
    - ウ 自己点検・評価の過程で、中期目標・中期計画を変更する必要がある、又は変更について検討する必要があると考えられる場合は、その状況
    - エ 中期目標の未達成な事項の状況や、達成に向けて支障が生じている（又は生じるおそれがある）場合は、その状況、理由（外的要因を含む）など

オ 当該年度以前に評価委員会から指摘された事項についての対応結果など  
② 評価委員会による法人の自己点検・評価の検証・評価

評価委員会は、業務実績報告書に基づき、法人からのヒアリング等を通じ、業務の実績等について調査・分析の上、法人の自己点検・評価を検証し、年度計画の達成状況について上記の4段階で評価を行う。

特に、法人による自己評価と評価委員会による評価が異なる場合は判断理由等を示す。

③ 評価委員会による大項目の評価

業務実績報告書の検証を踏まえ、大項目ごとの達成状況について、以下のとおりS～Dの5段階で評価するとともに、その判断理由のほか、特筆すべき点や遅れている点についての意見を記述する。

S：特筆すべき進行状況にある（評価委員会が特に認める場合）

A：計画どおり進んでいる（すべてⅢ～Ⅳ）

B：おおむね計画どおり進んでいる（Ⅲ～Ⅳの割合が9割以上）

C：やや遅れている（Ⅲ～Ⅳの割合が9割未満）

D：重大な改善事項がある（評価委員会が特に認める場合）

※上記の判断基準は、計画の進行状況を判断する際の目安であり、法人を取り巻く諸事情を勘案して総合的に判断するものとする。

#### 4 全体評価の具体的方法

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、中期計画の進捗状況について、記述式により総合的に評価を行う。

全体評価においては、法人化を契機とした、特色ある大学、地域に魅力ある大学づくりに向けた積極的な取組や、理事長のリーダーシップによる機動的・戦略的な運営、業務運営の改善や効率化など、特色ある取組や工夫を積極的に評価する。

#### 5 年度評価のスケジュール

基本的に次のスケジュールにより実施する。

6月末まで 法人が業務実績報告書を評価委員会に提出

7月～8月 評価委員会による調査・分析（ヒアリングを含む）

評価案の策定

評価案に対して法人からの意見申し出の機会の設定

評価結果の決定、法人への通知、知事への報告

9月 評価結果の議会への報告、公表

#### 6 その他

(1) 年度評価に係る業務実績報告書及び評価書の様式は、別紙のとおりとする。

(2) 本実施要領を踏まえつつ、具体的な評価方法等については必要に応じ修正を加えるものとする。

また、本実施要領については、各年度評価の実施結果等を踏まえ、見直し・改善を図るものとする。

各事業年度業務実績報告書(案)

大学の概要

<p>1 現況</p> <p>(1) 大学の名称</p> <p>(2) 所在地</p> <p>(3) 役員の状況</p> <p>    理事長(学長)</p> <p>    理事数          名 (理事長、副理事長を含む)</p> <p>    監事数          名</p> <p>(4) 学部等の構成</p> <p>(5) 学生数及び教職員数(平成 年5月1日現在)</p> <p>    学生数          名</p> <p>    大学院生数      名</p> <p>    教員数          名</p> <p>    職員数          名</p> <p>※大学の概要は、評価を実施するにあたって大学の全体像を把握するとともに、県民に対しても大学をわかりやすく紹介するため。以下の内容に沿って簡潔に記述。</p>	<p>2 大学の基本的な目標</p> <p>※中期目標にある基本的な目標を記述。これ以外にも、大学の特徴として記述すべきことがあれば記述。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------

**中期計画の進捗に係る当該年度の全体的な状況**

<p>1 中期計画の全体的な進捗状況</p> <p>2 項目別の進捗状況のポイント</p> <p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1)教育の成果に関する目標</p> <p>(2)教育内容等に関する目標</p> <p>(3)教育の実施体制等に関する目標</p> <p>(4)学生への支援に関する目標</p> <p>2 研究に関する目標</p> <p>(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標</p> <p>(2)研究実施体制等の整備に関する目標</p> <p>3 地域貢献等に関する目標</p> <p>(1)地域貢献に関する目標</p> <p>(2)国際交流等に関する目標</p> <p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>III 財務内容の改善に関する目標</p> <p>IV 自己点検・評価及び当該状況に関する情報の提供に関する目標</p> <p>v その他業務運営に関する目標</p>	<p>※中期目標期間の業務の実施状況を総括的に記載。大学の基本的な目標の達成に向けた取組状況、中期計画の全体的な進捗状況、各項目別の状況のポイント、各項目に横断的な事項の実施状況などについて記載。</p> <p>※上記のほか、当該年度に重点的に取り組んだこと、成果が上がった取組みなどについても記載。</p> <p>※特に、法人化を契機とした特色ある取組み等については積極的に記載。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



**項目別の状況**

※大項目(12項目)ごとに記載  
 (例)  
 I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標  
 1 教育に関する目標  
 (1) 教育の成果に関する目標

中期 目 標	※中期目標の内容記載欄 (例) ア 学士課程 ..... イ 大学院課程 .....
--------------	-----------------------------------------------------------

No.	中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	達成状況
				自己評価

※項目の分類を記載				
			※年度計画の進捗状況や計画を実施するために講じた措置等について記載。	

特記事項 ※上段大項目に関する特記事項を記載

1 特色ある取組事項等

2 未達成事項等

3 以前に評価委員会から指摘された事項についての対応結果

**予算、収支計画及び資金計画**

※財務諸表及び決算報告書を参照

**短期借入金の限度額**

No.	中期計画	年度計画	実績

**重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画**

No.	中期計画	年度計画	実績

**剰余金の使途**

No.	中期計画	年度計画	実績

**その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項**

No.	中期計画	年度計画	実績

## 各事業年度評価書(案)

## 1 全体評価

## (1)評価結果と判断理由

項目名	評価				
	S	A	B	C	D
I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標					
1 教育に関する目標					
(1)教育の成果に関する目標					
(2)教育内容等に関する目標					
(3)教育の実施体制等に関する目標					
(4)学生への支援に関する目標					
2 研究に関する目標					
(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標					
(2)研究実施体制等の整備に関する目標					
3 地域貢献等に関する目標					
(1)地域貢献に関する目標					
(2)国際交流等に関する目標					
II 業務運営の改善及び効率化に関する目標					
III 財務内容の改善に関する目標					
IV 自己点検・評価及び当該状況に関する情報の提供に関する目標					
V その他業務運営					



## (全体評価結果)

※上記の結果を踏まえ、中期計画の全体的な取組、項目別の取組、項目横断的な取組など業務実績全体を通じての評価結果を判断理由を記載

## (2)全体的な実施状況

## ①法人の主な取組状況

## ②評価事項

※全体的な取組、項目横断的な取組について法人が重点的に取り組んだ事項、特筆すべき取組などについて記載。

## ③指摘事項

※項目別評価において未達成な取組や遅れている状況にある取組全体的な取組について、判断理由も含め記載。

## ④評価に当たっての意見

※当該年度の評価委員会において出された意見などについて記載。

## 2 項目別評価

### I 大学の教育研究等の向上に関する目標

#### 1 教育に関する目標

##### (1) 教育の成果に関する目標

##### ① 評価結果

※小項目評価に基づき、S～Dを記載

(参考)小項目評価

評価	IV	III	II	I	計
項目数					

※評価区分ごとに該当する項目数を記載

##### ② 実施状況

##### 1) 評価事項

※小項目評価で、IVと評価したものなど、特筆すべき取組について記載

##### 2) 指摘事項

※小項目評価で、II・Iと評価したものなど、遅れている取組等について、その状況と判断理由を記載。

##### 3) 評価に当たっての意見

※当該年度の評価委員会において出された意見などについて記載。

※以下、次の各大項目ごとに同様式で記載

### I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

#### 1 教育に関する目標

- (2) 教育内容等に関する目標
- (3) 教育の実施体制等に関する目標
- (4) 学生への支援に関する目標

#### 2 研究に関する目標

- (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標
- (2) 研究実施体制等の整備に関する目標

#### 3 地域貢献等に関する目標

- (1) 地域貢献に関する目標
- (2) 国際交流等に関する目標

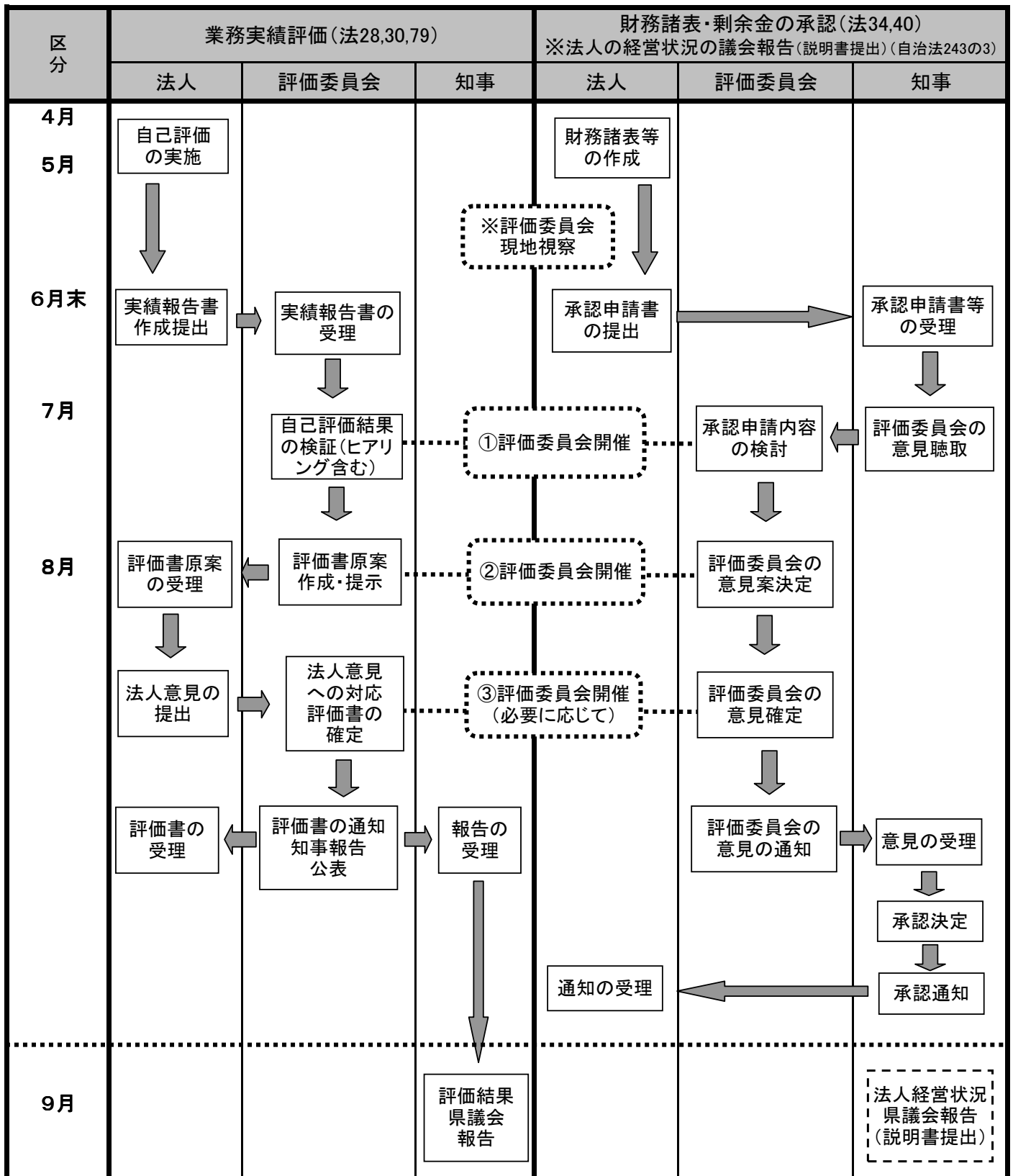
### II 業務運営の改善及び効率化に関する目標

### III 財務内容の改善に関する目標

### IV 自己点検・評価及び当該状況に関する情報の提供に関する目標

### V その他業務運営に関する目標

来年度以降 評価委員会業務スケジュール

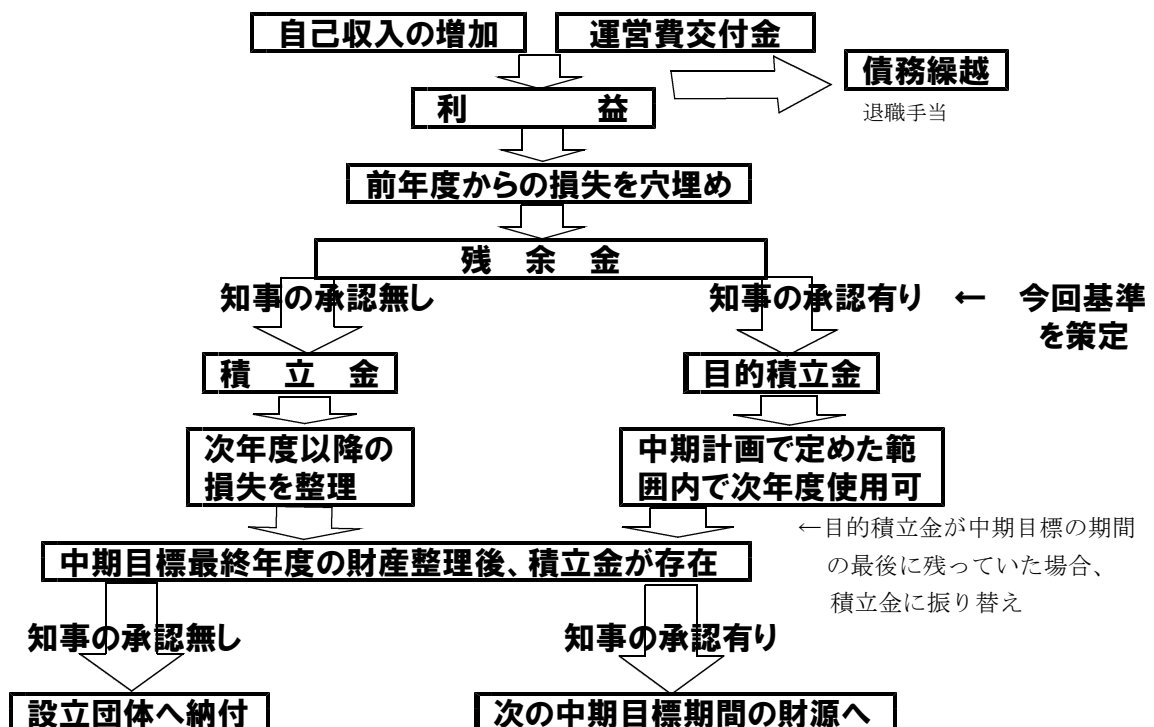


## 運営費交付金等に係る利益処分について

## 1 制度の概要

## 【地方独立行政法人法 40条】

- 1 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算書において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。
- 2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第1項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度における認可中期計画の第26条第2項第6号の剰余金の用途に充てることができる。
- 4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第1項又は第2項の規定による整理を行った後、第1項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。
- 5 設立団体の長は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 6 地方独立行政法人は、第4項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。



## 2 経営努力認定にかかる会計基準上の規定

○知事による経営努力認定については、地方独立行政法人会計基準第71に以下の通り定められている ※国立大学法人会計基準も同様の規定

### 第71 法第40条第3項による承認の額

利益処分に関する書類において、目的積立金として整理しようとするときは、「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額（承認前においては「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額）」としてその総額を表示しなければならない。

〈参考〉経営努力認定の考え方について

- 1 利益の処分に関する書類における「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」（承認前においては「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額）」は、地方独立行政法人の当該事業年度における経営努力により生じたとされる額である。
- 2 上記1の額の処分先としては、地方独立行政法人の動機付け確保の観点から、設立団体の長の承認を得て中期計画で定められることとなるが、地方独立行政法人の公共性等の性質により、その処分内容についてはいかなるものであっても認められるというものではなく、合理的な用途でなければならない。
- 3 「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」が地方独立行政法人の経営努力により生じたものであることについては、地方独立行政法人自らその根拠を示すものとする。
- 4 具体的には以下の考え方によるものとする。
  - (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益については、経営努力認定により生じたものとする。
  - (2) 中期計画（年度計画）の記載内容に照らして、本来行うべき業務を効率的に行ったために費用が減少した場合には、その結果発生したものについては、原則として経営努力によるものとする。（本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したことと認められる場合には、経営努力によらないものとする。）
  - (3) その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した場合は、経営努力により生じたものとする。



### 3 山梨県立大学の経営努力認定の基準(案)

#### 経営努力認定される利益

- ①中期計画及び年度計画の記載内容に照らして、法人が行うべき業務を効率的に行った結果、発生した利益（人件費、一般管理費の抑制等）
- ②運営費交付金算定収入が当初予算額を上回った結果、発生した利益（授業料、入学料の増加等）
- ③運営費交付金算定外の事業を行った結果、発生した利益（科学研究費、受託研究事業費、寄附金の増加等）



#### 目的積立金として次年度の財源へ

- ④退職手当等の特定運営費交付金で措置された経費のうち、支出しなかった額



#### 経営努力として認定しない

**（退職手当は債務として繰り越すので、利益処分の扱いにならない）**

なお、①については、効率的な経営を前提として標準運営費交付金を算定していることから、以下の二つの要件をもって、法人が中期計画に記載される事業を実施したことを立証することとする。

ア：年度評価において、全体として行うべき業務を行っているとの評価が可能であること

※評価委員会の評価を踏まえて判断を行う

イ：各学部ごとの学生収容定員に対して、在籍者が一定率（※）の範囲内であること

※一定率は国立大学に準じ、

平成22～24年度…85%～120%

平成25～27年度…90%～120%

〈ア、イの要件を充足している場合〉

剰余金の全額について経営努力として認定する

〈アの要件を充足していない場合〉

①を理由とする剰余金の全額について経営努力として認定せず、当該額について運営費交付金債務のまま翌事業年度に繰り越し、中期目標終了時に県に納付する

〈イの要件を充足していない場合〉

未充足学生分の教育経費相当額（A）を運営費交付金債務のまま翌年度に繰り越し、中期目標期間終了時に県に納付することとする。

$A = |(\text{学生収容定員} - \text{在籍者数})| \times \text{学生一人当たり教育費単価}$

（注1）学生収容定員：中期計画の別表に掲げられた収容定員

（注2）在籍者数：学校基本調査（5月1日現在）による学生数

（注3）学生一人当たり教育費単価：135,000円

H21当初に予算における学生健康管理費、教育費（学生の人数に応じて支出額が変動すると考えられる費用）を学生収容定員で除した額